

## 掛金率の改定

## 年金(長期)の掛金率が変わります

## 平成27年9月からの掛金率が変更されます

また、平成27年10月の被用者年金一元化後は、共済年金の「職域年金相当部分」に代わる新たな制度として「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設され、その分の掛金率が、下表の掛金率に7.5(千分率)を上限として加算されます。

(千分率)

現行(平成27年8月まで)		平成27年9月		平成27年10月以降	
区分	掛金率	区分	掛金率	区分	掛金率
給料	105.775 (84.62×1.25)	給料	107.9875 (86.39×1.25)	標準報酬月額	86.39
期末手当等	84.62	期末手当等	86.39	標準期末手当等	

※平成27年9月までの給料に対する掛金率には、手当率制による25%分が含まれています。なお、平成27年10月から掛金の算出方法は標準報酬制へ移行します。

問合せ先

福利厚生課経理係

☎ 03-5320-6822